

事 務 連 絡
平成24年1月24日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

平素より、介護保険行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道の利用を希望する場合は、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所等」という。）は、利用者の申請に基づき証明書を交付する等の所要の手続きが必要としているところです。

また、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両を利用する場合、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がありました。

今般、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下、「JASPEC」）となりましたのでお知らせします。

JASPEC によるステッカー交付の受付は、平成24年1月24日（火）から開始します。

つきましては、貴都道府県管内の指定福祉用具貸与事業所等及び利用者に対して、別紙の内容を周知いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取扱いについては、国土交通省より、各地方運輸局鉄道部長等、各旅客鉄道株式会社担当部長、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて別途送付しているので、念のため申し添えます。

(別紙)

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

1. 概要

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道を利用する際は、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者であることの証明が必要となる。

また、利用を希望する車両によっては、利用者のハンドル形電動車いすが、当該車両に乗車可能なハンドル形電動車いす（以下「改良型ハンドル形電動車いす」という。）であることの証明が必要な場合もあるため、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の手続等については、下記利用条件及び利用方法に十分留意されたい。

2. 利用条件

(1) 利用者

福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という。）に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを利用していることの証明を受けた者

なお、証明とは、次の場合を指すものである。

- ① ハンドル形電動車いすを使用していることを証明できる利用契約書等を有していること。
- ② 指定福祉用具貸与事業所等により交付された「ハンドル形電動車いす提供証明書」（別添様式）を有していること。

(2) 利用可能な車両

- ① 通勤型車両
- ② 東海道・山陽新幹線のN700系車両と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室含む。）、車いす対応トイレ及び通路幅を有するデッキ付き車両（以下「一部のデッキ付き車両」という。）。ただし、JASPECからステッカーの交付を受けた改良形ハンドル形電動車いすに限られる。

なお、上記以外のデッキ付き車両については、原則として、留置スペース等の理由により利用ができないこととされている。

(3) 利用可能な駅

段差が解消されている駅であって、ハンドル形電動車いすによる利用に支障がない駅

なお、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者の判断によることとなる。

3. 利用方法

(1) 利用者の証明

鉄道利用の際は、原則として、利用契約書等又はハンドル形電動車いす提供証明書を携帯し、各鉄道事業者の求めに応じ提示する必要がある。

なお、利用契約書等を提示する場合、利用者である旨の確認に時間を要する場合等もあることから、利用契約書等を携帯する場合は、事前に各鉄道事業者を確認することが望ましい。

(2) 改良型ハンドル形電動車いすの証明

- ① 一部のデッキ付き車両を利用する場合、JASPEC が交付する、改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がある。

当該ステッカーは、利用するハンドル形電動車いすが、改良型ハンドル形電動車いすであることを証明するものであり、利用者は販売代理店等へ当該ステッカー交付の申込を行えば、販売代理店等から JASPEC に交付依頼が行われる。

- ② ステッカー交付の費用はかからない。
- ③ ステッカーの交付の申請の時から当該申請に係るハンドル形電動車いすの利用者が変更された場合には、JASPEC に利用者の変更があった旨を連絡する必要がある。
- ④ ステッカーの申請手続き等の詳細については、JASPEC へ問い合わせること。

※注：従前、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーについては、引き続き有効である。

4. 運用に係る留意点

運用開始日、利用条件及び利用方法等の運用の詳細については、各鉄道事業者により異なる場合もあることから、事前に各鉄道事業者へ問い合わせること。

なお、ステッカーの申請手続きは、平成24年1月24日より、JASPEC が開始しているところである。

別添様式

ハンドル形電動車いす提供証明書

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項又は第8条の2第12項の規定による福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを提供していることを証明する。

年 月 日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 

殿

証明年月日 年 月 日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても差し支えない。